令和3年度 第1回牛久沼運営協議会議案

議案第1号 牛久沼運営協議会会則の一部改正について 議案第2号 牛久沼運営協議会役員の選任について

議案第1号

牛久沼運営協議会会則の一部改正について 牛久沼運営協議会会則の一部を次のとおり改正する。

令和3年9月8日提出

牛久沼運営協議会 会長 中 山 一 生

牛久沼運営協議会会則の一部改正

牛久沼運営協議会会則の一部を次のとおり改正する。

第5条中「道の駅・牛久沼プロジェクト課」を「牛久沼プロジェクト 課」に改める。

附則第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

付 則

この会則は、令和3年 月 日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

※改正後の会則の全文,新旧対照表は,資料1のとおり。

議案第2号

牛久沼運営協議会役員の選任について

牛久沼運営協議会会則第3条第3項の規定により、下記のとおり役員 を選任するものとする。

令和3年9月8日提出

牛久沼運営協議会 会長 中 山 一 生

記

役職名	氏 名
副会長	野澤良治
監事	滝 沢 健 一
監事	大竹雅夫

牛久沼運営協議会会則(改正案)

(目的)

第1条 この協議会は、牛久沼の有効活用及び環境保全に係る効率的な 事業推進を図るための情報共有等、構成団体等の間の連絡調整を行う ことを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、牛久沼運営協議会(以下「協議会」という。)という。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に掲げる人 数で構成する。
 - (1) 龍ケ崎市 4人
 - (2) 河内町 2人
 - (3) 牛久沼土地改良区 4人
- 3 協議会に会長1人、副会長2人及び監事2人を置き、委員の互選に よってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、龍ケ崎市市長公室<u>牛久沼プロジ</u> エクト課に事務局を置く。

(経費)

第6条 協議会の経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31日に終わるものとする。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、昭和46年11月24日から実施する。
- 2 昭和46年度における会計年度は<u>第7条</u>の規定にかかわらず、昭和 46年11月24日から昭和47年3月31日までとする。

付 則

この会則は、昭和50年5月14日から実施する。

付 則

この会則は、平成9年6月16日から実施する。

付 則

この会則は、平成19年7月3日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和3年 月 日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

牛久沼運営協議会会則の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条	第1条
第 6 条	第 6 条
付 則 1 省 略 2 昭和46年度における会計年度は <u>第7条</u> の規定にかかわらず、昭和 46年11月24日から昭和47年3月31日までとする。 付 則 以下省略	付 則 1 省 略 2 昭和46年度における会計年度は <u>第8条</u> の規定にかかわらず,昭和46年11月24日から昭和47年3月31日までとする。 付 則 以下省略